

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 28 日

公益社団法人 兵庫県建築士会 会長 様

伊丹市 都市活力部 都市整備室 建築指導課長

特定工程及び特定工程後の工程の指定について

平素は、伊丹市の建築行政の推進にご協力いただき有り難うございます。

下記のとおり、令和 7 年 2 月 20 日付け伊丹市告示第 21 号により、平成 28 年 11 月 21 日付け伊丹市告示第 167 号の告示を一部改正しましたのでお知らせします。

記

1. 送付書類

- ① 令和 7 年 2 月 20 日付け伊丹市告示第 21 号
- ② 平成 28 年 11 月 21 日付け伊丹市告示第 167 号(改正後)

2. 見直しの概要

計画通知を本告示の適用除外の対象から削除

※計画通知の案件についても、中間検査の対象となりますのでご注意ください。

3. 適用範囲

令和 7 年 4 月 1 日以降に確認申請又は計画通知を提出する建築物

以上

(お問い合わせ先)

伊丹市 都市活力部 都市整備室 建築指導課

TEL : 072-784-8065